

○岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程

(平成 14 年 1 月 25 日警察告示第 6 号)

改正 平成 14 年 3 月 19 日警察告示第 17 号 平成 15 年 4 月 1 日警察告示第 15 号
平成 16 年 8 月 24 日警察告示第 46 号 平成 17 年 3 月 29 日警察告示第 13 号
平成 18 年 3 月 24 日警察告示第 11 号 平成 22 年 11 月 30 日警察告示第 48 号
平成 28 年 3 月 29 日警察告示第 9 号 令和元年 6 月 28 日警察告示第 39 号
令和 2 年 3 月 31 日警察告示第 18 号

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程を次のように定める。

岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県行政情報公開条例(平成 8 年岡山県条例第 3 号。以下「条例」という。)第 16 条の公文書の写しの交付に要する費用の額及び条例第 34 条に規定する岡山県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が管理する公文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する請求書は、*公文書開示請求書(様式第 1 号)によるものとする。

(決定の通知)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。ただし、前条の請求書を受領した日に第 1 号に掲げる決定をした場合において、その日に当該決定に係る公文書を開示するときは、同号に定める通知書に代えて口頭により通知することができる。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 *公文書開示決定通知書(様式第 2 号)

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 *公文書一部開示決定通知書(様式第 3 号)

2 条例第 11 条第 2 項の規定による通知は、*公文書非開示決定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(決定期間延長等の通知)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、*決定期間延長通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、*決定期間特例延長通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(事案移送の通知)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による通知は、*事案移送通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

(第 3 者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 条例第14条第1項の警察本部長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第3者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項の警察本部長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (2) 前項各号に掲げる事項

3 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、*公文書の開示に係る意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

4 条例第14条第1項又は第2項の意見書は、*公文書の開示に係る意見書(様式第9号)によるものとする。

5 条例第14条第3項の規定による通知は、*公文書開示決定に係る通知書(様式第10号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第7条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第15条の警察本部長が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- (2) 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(開示の実施)

第8条 公文書の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けたものは、警察本部長が指定する日時及び場所において、当該決定に係る公文書の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 警察本部長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれのあるものに対して、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付の部数は、公文書1件につき一部とする。

(公文書の写しの交付に要する費用の額等)

第 9 条 条例第 16 条の警察本部長が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。

(出資等法人の指定等の公表)

第 10 条 警察本部長は、条例第 30 条の規定による出資等法人の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。当該指定を取り消したときも、同様とする。

2 前項の規定による公表は、岡山県公報に登載して行うものとする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、公文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察告示第 17 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日警察告示第 15 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 16 年 8 月 24 日警察告示第 46 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日警察告示第 13 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日警察告示第 11 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日警察告示第 48 号)

この告示は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日警察告示第 9 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県行政情報公開条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和元年 6 月 28 日警察告示第 39 号)

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日警察告示第 18 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

公文書の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	1 枚につき 10 円。ただし、多色刷りのものにあつては、1 枚につき 50 円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
2 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複製したもの	1 巻につき 110 円
3 録音テープ	録音カセットテープに複製したもの	1 巻につき 90 円
4 電磁的記録(2 の項又は 3 の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	1 枚につき 10 円
	ロ 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1 枚につき 40 円
	ハ 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1 枚につき 50 円

備考

- 1 1 の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 1 の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。